

三重県低所得のひとり親世帯生活応援事業業務委託企画提案コンペ参加仕様書

1 委託の目的

本事業は、物価高の影響が長期化する中、子育て世帯の中でもとりわけ家計に大きな影響を受ける低所得のひとり親家庭に対し、緊急的な生活支援を行うことを目的に実施する。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

三重県低所得のひとり親世帯生活応援事業業務委託

(2) 委託期間

契約の日 から 令和9年3月31日（水）

(3) 契約限度額

503,412,995 円（消費税及び地方消費税を含む）

うち、デジタル商品券等の費用は 360,000,000 円（非課税）とするが、実績に応じて変更する。

(4) 業務仕様書

別紙「三重県低所得のひとり親世帯生活応援事業業務委託仕様書」のとおり

3 参加資格者の条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 企画提案コンペ参加資格確認申請

本業務を受託しようとする者は、三重県に対し、下記によりこの企画提案コンペへの参加資格確認申請を行ってください。

- (1) 提出期限 令和8年3月26日（木）17時必着（期限厳守）
- (2) 提出方法 持参または郵送のいずれかで提出してください。

(電子メール又はFAXによる提出は受け付けないこととします。)

持参の場合の受付は、三重県の開庁時間内に限ります。

郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付してください。(提出期限内必着)

また、提出先に電話し、到達確認を行ってください。

- (3) 提出先 三重県津市広明町13番地
三重県子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課
電話：059-224-2271
FAX：059-224-2270
mail：kodomok@pref.mie.lg.jp
- (4) 提出書類 ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)
イ 役員等に関する事項(第2号様式)
ウ 企画提案コンペに関し、支店または営業所等に権限が委任されている場合は委任状(第3号様式)
エ その他、上記アに記載の添付書類一式

5 質問の受付及び回答

本業務又は企画提案コンペに関し質問がある場合は、以下により質問をしてください。

(1) 質問の受付期限

令和8年3月16日(月)12時まで(必着)

(2) 質問の方法

FAXまたは電子メールで受け付けます。質問には、所属・氏名・連絡先を明記してください。質問の送信後、質問の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(3) 質問の提出先

三重県子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課家庭福祉班

電話：059-224-2271

FAX：059-224-2270

電子メール：kodomok@pref.mie.lg.jp

(4) 質問の内容

質問は原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答しません。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和8年3月19日(木)17時までに、県ホームページ内の次のページ配下に掲載します。

トップページ>県政・お知らせ情報>お知らせ情報>

企画提案コンペ等情報(公告・結果)

6 参加資格確認結果の通知

- (1) 上記4により提出された書類に基づき、参加資格確認審査を行います。
- (2) 参加資格確認審査の結果は、令和8年4月9日（木）17時までに、申請者に対し電子メール又は電話により通知します。
- (3) 参加確認審査で承認された者について、企画提案書の受付及び提案書ヒアリングを行います。

7 企画提案書の提出方法

上記6により、参加資格があることの確認を受けた者は、以下により企画提案資料を提出してください。

- (1) 提出期限
令和8年4月15日（水）17時必着（期間厳守）
- (2) 提出方法
上記4（2）に同じ。
- (3) 提出先
上記4（3）に同じ。
- (4) 提出資料及び部数
 - (I) 企画提案書 8部
正本を1部、副本を7部提出してください。
提案書には、下記の内容を含むこととし、原則としてA4サイズでおおむね20ページ以内で作成してください。
 - ア 事業実施にあたっての基本的な考え方
 - ・仕様書を踏まえ、事業の実施にあたっての基本的な考え方
 - ・業務全体の実施フロー
 - イ 提案者の概要及び実績
 - ・提案者の組織概要（パンフレットの写し等でも可）
 - ・受託者としての専門性やノウハウ
 - ・類似事業での実績やその内容（過去5年以内のものすべて。ある場合は、委託元、期間及び業務概要等）
 - ウ 業務の実施体制
 - ・本業務を実施するにあたっての人員体制（担当者の経験、スキルを含む）、責任体制
 - ・専用ホームページの開設にかかる人員体制及び運用方法
 - ・コールセンターの設置及び運営方法
 - エ デジタル商品券等関係
 - ・交付することができるデジタル商品券の種別や利用可能店舗等（仕様書記載のとおり、未利用分については精算が必要となるので、種別選定の際は留意すること。）

- ・精算の際の手数料（（Ⅱ）見積書には含めないが、デジタル商品券等の利用期間が終了した際のデジタル商品券の未交換分及び商品券の未利用分の精算を行う場合の手数料額（未利用分の〇%など）。）

オ セキュリティ確保

- ・取り扱う個人情報の保護にむけた取り組み
- ・専用ホームページや申込フォーム等のシステムのセキュリティ確保の取り組み

（Ⅱ）見積書 8部

正本を1部、副本を7部提出してください。

記載様式は任意とするが、積算の内訳については可能な限り詳細に記載してください。見積書の正本において代表者印の押印を省略する場合は、見積書に発行責任者・担当者それぞれの氏名・電話番号を記載してください。発行責任者と担当者は同一でも可能です。見積価格は課税分については消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）なお、見積の際に使用するデジタル商品券等の配付枚数等については、仕様書記載の三重県の想定の数を使用してください。

8 プレゼンテーションの実施

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「三重県低所得のひとり親世帯生活応援事業企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査します。

当該審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

- （1）日時 令和8年4月21日（火）13時から順次
- （2）場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁
- （3）内容 プレゼンテーション10分、質疑15分（予定）
- （4）方法 Web会議（Zoom）システム

9 最優秀提案者の選定

三重県は、上記9の内容を含め審査を行い、最優秀提案者を選定します。

審査の結果、最優秀提案（契約の相手方候補となる者の提案）に該当する提案がない場合もあります。

企画提案コンペの選定基準は以下のとおりです。

- （1）企画内容（比重配点×3）
 - ・提案されたデジタル商品券は三重県の特性やひとり親家庭の需要を考慮した設定となっているか
 - ・提案された商品券は三重県の特性やひとり親家庭の需要を考慮した設定となっているか
 - ・ホームページや申請フォームは利用者目線のものとなっているか

- (2) 的確性（比重配点×3）
 - ・提案内容は、本県の仕様を十分に理解し、本事業を実施するうえで有効なものであると考えられるか
 - ・ホームページのセキュリティ対策はとられているか
 - ・案内状の送付漏れや誤送付等を防ぐ対策がとられているか
- (3) 実現可能性
 - ・想定スケジュールどおりに進めることができる提案となっているか
 - ・本業務と同規模の事業の実施実績があるか
- (4) 経済性
 - ・コールセンターの人員や事務所の人員配置は繁忙期・閑散期を考慮されているか。
 - ・契約上限の範囲内であり、妥当な見積であるか
- (5) 実施体制（比重配点×2）
 - ・業務内容を理解し、業務を行ううえで十分な体制はとれているか
 - ・個人情報の保護に関する体制はとられているか

1 0 選定結果の通知

三重県は、上記9の選定結果を、提案したすべての者に対し、令和8年4月22日（水）17時までに電子メール又は電話により通知します。

1 1 最優秀提案者に求める書類の提出

最優秀提案者は、令和8年4月24日（金）までに次の書類を提出（提示可のものにあつては、提出又は提示）してください。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額のない証明用）【有料】」（過去6ヶ月以内に所管税務署が発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書【無料】」（過去6ヶ月以内に三重県の県税事務所が発行したもの）の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（該当する契約実績がある場合のみ）
- (4) 三重県電子調達システム（物件等）に利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」

1 2 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定によ

る再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

(3) 契約は、三重県子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課において行います。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は、課税分については見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額と、非課税分のデジタル商品券等配付金額は配付予定金額を合計した額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

1.3 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

1.4 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

1.5 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1.6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札停止要綱」(以下「落札資格停止要綱」)に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1.7 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 「19 担当所属」に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

18 その他

(1) 企画提案に関する事項

ア 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。

イ 企画提案書その他の提出資料は、返却しません。

ウ 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断することとなります。

(2) 契約に関する事項

ア 原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。

イ 成果品の全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含みます。)は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとします。

ウ 委託料は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うものとします。

エ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に罰則規定があるので留意してください。

(3) 企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。

イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し2以上の見積をしたとき。

ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

エ 提案に際して談合等の不正があったとき。

オ 提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。

カ 見積書に記載された見積価格(消費税及び地方消費税を抜いた額)の100分の110に相当する金額が契約上限額を超えているとき。

キ その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

(4) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします(三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に掲載していま

す)。

19 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課家庭福祉班

電話：059-224-2271 FAX：059-224-2270

電子メール：kodomok@pref.mie.lg.jp